

## 農業農村情報通信環境整備推進体制準備会 設置要領

2021年6月30日

**第1 名称**

農業農村情報通信環境整備推進体制準備会（以下「準備会」という。）

**第2 趣旨・目的**

人口減少・高齢化の進行、農業農村インフラの老朽化など農業農村が抱える課題解決や安心して住み続けられる生活環境の確保に必要なインフラである情報通信環境の整備を推進するためには、情報通信環境の必要性の普及・啓発、施策の活用促進、不足する知見や人材のサポートなどの取組を、民間、行政、農業者団体等の関係者が連携して行うことが重要である。

このため、農業農村における情報通信環境整備を関係者で連携して推進するための体制の構築に向けた試行的な活動を行う組織として、本準備会を設置する。

**第3 活動内容**

## 1 普及・啓発

Webサイト、地方ブロック別説明会、オンラインセミナー等を通じた、農業農村にける情報通信環境整備の必要性、ICTの活用事例、関連施策などの情報の発信による普及・啓発。

## 2 個別地区サポート

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）を活用して情報通信環境整備に取り組む又は取り組もうとする地方自治体、農業者団体等を対象とした、基本方針の検討、推進体制の構築、事業申請、調査・計画策定、施設整備等の一連の取組に係る相談対応及び地域の課題に応じた先進事例、アドバイザー、事業者の紹介等のサポート。

**第4 事務局及び会員**

## 1 事務局

- (1) 準備会の事務局は、農林水産省農村振興局地域整備課（以下「地域整備課」という。）に置き、会員の協力を得て事務を行う。
- (2) 事務局は、オブザーバーとして関係省庁の参加を求めることができる。
- (3) 地域整備課は、事務局としての事務の一部又は全部を外部の機関に委託することができる。

## 2 会員

準備会の会員は、第2の趣旨・目的に賛同し、第3の活動に協力する民間事業者、地方公共団体、関係団体、研究機関、個人（生産者及び大学、公的研究機関の研究者等）とする。

## 3 入会

入会をしようとする者は、事務局に入会届を提出し、受理されることにより入会することができる。

## 4 退会

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は退会とする。

ア 事務局に退会届の提出があったとき。

イ 所在不明となり、事務局から連絡がとれないとき。

ウ 会員であることが著しく不適當であると事務局が判断したとき。

## 5 会費

会員の会費は無料とする。

## 第5 その他

1 この設置要領に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、事務局で決定する。

2 事務局は、設置要領を変更した時は、速やかに会員に周知する。

以上